

(注意事項)

- (1) 被扶養者証及び処理結果通知は所属所へ送付します。ただし任意継続組合員は自宅へ送付します。
- (2) 1枚につき2名まで申告することが可能です。
- (3) 続柄コード・性別・年号は下記のコード表を参考に、対応するコードを記入してください。
- (4) 職業欄
学生が認定を受ける場合は学生種別を記入してください。
(未就学児、小学生・中学生・高校生・大学生・大学院生・専門学校生・その他学生 等)
- (5) 住所関係欄
住民票上ではなく、実際に認定対象者が組合員と同居であるか別居であるか漏れなく記入してください。
組合員と別居の場合は、別居先の住所を記入してください。同居の場合は記入不要です。
「国内居住」か「海外居住」の欄も漏れなく記入してください。
- (6) 「新規認定」とは、今まで扶養に入っていなかった方を扶養に入れる申請です。
「認定区分変更」とは、給与の扶養手当がなくなりましたが、共済組合の被扶養者の基準は満たしているため引き続き被扶養者とする申請です。被扶養者証の添付は不要です。
- (7) 給与の扶養手当が付く場合は、この様式ではなく「被扶養者認定申請書」にて申請してください。
- (8) 事実発生日から30日以内の申請であれば、事実発生日から有効な被扶養者証を発行します。事実発生日から31日以上経過した申請の場合は、受付日から有効な被扶養者証の発行となります。

(添付書類)

- (1) 「扶養の申立書」を添付してください。また、その裏面を参考にして、他の添付書類もご提出ください。
ただし、組合員が他の公務員共済組合からの転入であり、前の共済組合から引き続いて対象者を扶養している場合は、前共済組合発行の被扶養者証のコピーを添付いただければ「扶養の申立書」裏面記載の添付書類は省略しても構いません。
- (2) 「個人番号(マイナンバー)報告書【被扶養者用】」を必ず添付してください(新規認定のみ)。
- (3) 組合員が65歳未満であり、20歳以上60歳未満の配偶者の認定を受けようとする場合は、配偶者の基礎年金番号を記入し、「国民年金第3号被保険者関係届」と「配偶者の基礎年金番号が分かるもの」を添付して提出してください。

(コード表)

1. 続柄コード(主なもの)

コード	続柄	コード	続柄	コード	続柄	コード	続柄
00	組合員	21	長女	43	義母	64	義姉
01	夫	22	二女	51	兄	65	義妹
02	妻	23	三女	52	弟	72	伯父・叔父
10	配偶者の子	24	四女	53	祖父	73	甥
11	長男	25	五女	54	義兄	82	伯母・叔母
12	二男	31	父	55	義弟	83	姪
13	三男	32	養父	57	孫	90	子の配偶者
14	四男	33	義父	61	姉	91	孫の配偶者
15	五男	41	母	62	妹	92	兄弟姉妹の配偶者
20	養子・養女	42	養母	63	祖母		

該当する続柄がない場合は、当支部へお問い合わせいただくか「福利のしおり」を参照してください。

2. 元号コード

コード	元号
3	昭和
4	平成
5	令和

3. 性別コード

コード	元号
1	男
2	女

4. 国内居住要件の例外に係る添付書類

例外事由	添付書類 (以下のいずれか一つ)
外国に一時的に留学する方	ビザまたは外国の学校に在籍していることが確認できるもの(学生証、在学証明書または入学証明書等の写し)
外国に赴任する組合員に同行する方	ビザ、海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期にわたり渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記と同等と認められるもの	出生や結婚等を証明する書類等
その他	個別の事案に応じて判断